

令和2年小野町議会定例会3月会議

議事日程（第3号）

令和2年3月13日（金曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 委員長の審査結果報告（各部常任委員会委員長）
- 日程第 2 委員長の報告に対する質疑
- 日程第 3 議案第 3号 令和元年度小野町一般会計補正予算（第7号）
〔討論、採決、以下日程第9まで同じ〕
- 日程第 4 議案第 4号 令和元年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第 5号 令和元年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第 6号 令和元年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第 7号 令和元年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 8号 令和元年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 9号 令和元年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第10号 令和2年度小野町一般会計予算
〔討論、採決、以下日程第16まで同じ〕
- 日程第11 議案第11号 令和2年度小野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第12号 令和2年度小野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第13号 令和2年度小野町介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第14号 令和2年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算
- 日程第15 議案第15号 令和2年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算
- 日程第16 議案第16号 令和2年度小野町水道事業会計予算
- 日程第17 議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
〔討論、採決、以下日程第20まで同じ〕
- 日程第18 議案第18号 小野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第19号 小野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第20号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第21号 町有財産賃貸借契約の変更について
〔討論、採決〕
- 日程第22 議案第22号 分収造林の設定の変更について
〔討論、採決〕
- 日程第23 議案第23号 田村広域行政組合の解散に伴う田村東部環境センター、田村西部環境センター及び田村広域一般廃棄物最終処分場の財産処分について
〔討論、採決〕

日程第24 請願・陳情の採択、不採択の決定

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第24まで議事日程に同じ

(追加)

追加日程第1 議員提出議案第1号 議員派遣について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

追加日程第2 議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

[上程、説明、質疑、討論、採決]

出席議員(12名)

1番	會田百合子君	2番	中野孝一君
3番	緑川久子君	4番	先崎勝馬君
5番	渡邊直忠君	6番	会田明生君
7番	吉田康市君	8番	宗像芳男君
9番	水野正廣君	10番	久野峻君
11番	竹川里志君	12番	田村弘文君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田昭君	副町長	阿部京一君
教育長	西牧裕司君	総務課長	石井一一君
企画政策課長	吉田吉広君	税務課長	吉田徳一君
町民生活課長	鈴木稔君	健康福祉課長	先崎秀一君
子育て支援課長	宗像喜也君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	郡司功君
地域整備課長	遠藤靖次君	教育課長	佐藤浩君
会計管理者 兼出納室長	吉田ひろ子君	代表監査委員	先崎福夫君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田浩祥	次長	二瓶淳
書記	吉田靖章	書記	佐藤理恵

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

- 議長（田村弘文君） ただいまから令和2年小野町議会定例会3月会議、第9日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名で、定足数に達しており、会議は成立いたしました。
-

◎議事日程の報告

- 議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎委員長の審査結果報告

- 議長（田村弘文君） 日程第1、各部常任委員会より付託事件の審査の結果の報告を求めます。

初めに、予算決算常任委員会の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

10番、久野峻委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 久野 峻君登壇〕

- 予算決算常任委員会委員長（久野 峻君） 予算決算常任委員会における付託事件の審査の結果並びに経過についてご報告を申し上げます。

令和2年小野町議会定例会3月会議において、予算決算常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましては、お手元に配付の委員長報告のとおりであります。

以上、申し上げます、予算決算常任委員会の報告といたします。

- 議長（田村弘文君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

9番、水野正廣委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 水野正廣君登壇〕

- 総務文教常任委員会委員長（水野正廣君） 令和2年小野町議会定例会3月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、総務省より発出された「時間外勤務手当等の算出」に係る通知に基づき、時間外勤務手当の算定に用いる勤務1時間当りの給与額の算定基礎について、給料の月額に寒冷地手当の月額を含めて算出するよう改

正を行うもので、令和2年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第18号 小野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、労働基準法等の一部改正に伴い、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し改正を行うもので、地方公務員における長時間労働の是正を図るため、正規の勤務時間以外の時間である超過勤務命令の上限等に関する措置を講じるよう改めるものです。

また、人事院より発出された「障害の特性等に応じた早出遅出勤務の円滑な運用に関する指針」に基づき、障害者である職員が、障害の特性等に応じて無理なく、かつ、安定的に働くことが出来るよう早出遅出勤務を設定するため所要の改正を行うもので、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第21号 町有財産賃貸借契約の変更について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、一般廃棄物最終処分場用地として株式会社ウィズウェイストジャパンと締結している町有財産賃貸借契約について、貸付期間が令和2年3月31日をもって満了となることから、令和8年3月31日までの6年間延長する契約変更をするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求められたものであります。

本案について、契約変更に当たり、新たな問題が発生した場合に備え、事業者側から町に対する補償や再搬入となった場合の料金の協議の状況等に関する質疑、意見がありました。契約変更後、補償や料金の協議を遺漏なく行い、確実に履行されること。また、事業の進捗状況について、その都度議会に対して報告を行うよう強い要望がありました。

次に、議案第22号 分収造林の設定の変更について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、平成2年12月21日に議決を経て設定した浮金字黒石国有林の分収造林について、令和2年4月から小学校統合に伴い目的を変更し、また地籍を実測値に変更するため、地方自治法第96条第1項第15号の規定により議会の議決を求められたものであります。

次に、議案第23号 田村広域行政組合の解散に伴う田村東部環境センター、田村西部環境センター及び田村広域一般廃棄物最終処分場の財産処分について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、田村広域行政組合が令和5年3月31日をもって解散となることから、解散後の構成市町におけるごみ処理体制を構築するに当たり、一般廃棄物処理基本計画の策定など、相当の準備期間を要することが想定されるため、先行してごみ処理施設の財産処分を行うものであります。

ごみ処理施設の帰属先については、立地市町とすることとし、田村東部環境センター及び田村広域一般廃棄物最終処分場は田村市に、田村西部環境センターは三春町に帰属することとするもので、地方自治法第290条の規定により構成市町議会の議決事項となるものであり、議会の議決を求められたものであります。

本案について、当該施設の建設等のための拠出金やごみ処理施設以外の財産処分について質疑がありました。

以上が、令和2年小野町議会定例会3月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

○議長（田村弘文君） 次に、厚生産業常任委員会の報告を求めます。

厚生産業常任委員会委員長。

6番、会田明生委員長。

〔厚生産業常任委員会委員長 会田明生君登壇〕

○厚生産業常任委員会委員長（会田明生君） 令和2年小野町議会定例会3月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過についてご報告いたします。

議案第19号 小野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、子育て支援課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い改正された内閣府令「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を件名条例の参酌基準として所要の改正を行うもので、公布の日から施行するものであります。

委員からは、施設の種類や民間施設の場合の条例の取扱い等について質疑がありました。

次に、議案第20号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例について、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審議した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、町営住宅の老朽化等に伴い住宅の解体を行ったことから、住宅管理戸数の改正を行うもので、令和2年4月1日から施行するものであります。

委員からは、住宅の築年数や老朽化している物件の今後の取扱方針などについて質疑がありました。

次に、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、産業振興課長に出席を求め、参考意見を聴取し審査した結果、全委員異議なく意見書を提出すべきものと決定いたしました。

本陳情について、福島県では少子高齢化などによる人手不足が深刻化する中、働き手の多様化が進んでおり、国籍や障害の有無、雇用形態の違い等にかかわらず、働き の 価値に見合った賃金水準とすべきであり、賃金引上げによる消費の喚起と市場拡大を目指す経済の好循環によって、福島県のより一層の発展を図るため、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、意見書の提出を求めるものです。

以上が、令和2年小野町議会定例会3月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（田村弘文君） 日程第2、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

これで、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第3号～議案第9号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第3、議案第3号 令和元年度小野町一般会計補正予算（第7号）から日程第9、議案第9号 令和元年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）まで7議案を一括として議題といたします。

これより、討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第3号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第3号 令和元年度小野町一般会計補正予算（第7号）についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第3号 令和元年度小野町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号～議案第9号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案第4号 令和元年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第9号 令和元年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）までの6議案についてお諮りいたします。本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第9号までの6議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第10号～議案第16号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第10、議案第10号 令和2年度小野町一般会計予算から日程第16、議案第16号 令和2年度小野町水道事業会計予算まで7議案を一括議題といたします。

これより、討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第10号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第10号 令和2年度小野町一般会計予算についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第10号 令和2年度小野町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号～議案第16号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案第11号 令和2年度小野町国民健康保険特別会計予算から議案第16号 令和2年度小野町水道事業会計予算まで6議案についてお諮りいたします。本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号から議案第16号までの6議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第17号～議案第20号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第17、議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第20、議案第20号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてまで4議案を一括議題といたします。

これより、討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第17号～議案第20号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第20号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてまで4議案についてお諮りいたします。本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第20号までの4議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第21、議案第21号 町有財産賃貸借契約の変更についてを議題といたします。

これより、討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第21号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第21号 町有財産賃貸借契約の変更についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号については、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第22、議案第22号 分収造林の設定の変更についてを議題といたします。

これより、討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第22号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第22号 分収造林の設定の変更についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号については、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第23、議案第23号 田村広域行政組合の解散に伴う田村東部環境センター、田村西部環境センター及び田村広域一般廃棄物最終処分場の財産処分についてを議題といたします。

これより、討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第23号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第23号 田村広域行政組合の解散に伴う田村東部環境センター、田村西部環境センター及び田村広域一般廃棄物最終処分場の財産処分についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号については、原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情の採択、不採択の決定

○議長（田村弘文君） 日程第24、請願・陳情の採択、不採択の決定を行います。

厚生産業常任委員会委員長より報告のあった陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情については、「採択」とする厚生産業常任委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号については、採択することに決定いたしました。

暫時休議といたします。

これより、追加議事の資料を配付いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時54分

○議長（田村弘文君） ただいま追加議事日程及び議員提出議案第1号から議員提出議案第2号までの議案を配付いたしました。配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） なければ再開いたします。

◎議員提出議案第1号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第1、議員提出議案第1号 議員派遣について議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第1号 議員派遣について、5番、渡邊直忠議員の説明を求めます。

5番、渡邊直忠議員。

〔5番 渡邊直忠君登壇〕

○5番（渡邊直忠君） 議員提出議案第1号 議員派遣について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和2年3月13日提出。

提出者、渡邊直忠、賛成者、先崎勝馬、同じく水野正廣、同じく会田明生、同じく緑川久子、同じく中野孝一の各議員であります。

提案理由、地方自治法第100条第13項及び小野町議会会議規則第127条第1項の規定に基づき、議員を派遣するため提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いをいたします。

◎議員提出議案第1号の質疑

- 議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。
議員提出議案第1号 議員派遣について、質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。
したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第1号の討論

- 議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。
議員提出議案第1号を討論に付します。
討論ありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。
したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第1号の採決

- 議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。
議員提出議案第1号 議員派遣についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。
したがって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第2号の上程、説明

- 議長（田村弘文君） 追加日程第2、議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について、2番、中野孝一議員の説明を求めます。

2番、中野孝一議員。

〔2番 中野孝一君登壇〕

○2番（中野孝一君） 議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和2年3月13日提出。

提出者、中野孝一、賛成者、会田明生、同じく久野峻、同じく吉田康市、同じく緑川久子の各議員であります。

提案理由、福島県は少子高齢化などの影響により、生産年齢人口が減少し、人手不足が深刻化している。人手不足を補うための外国人労働者数や障害者雇用数の増加、パート労働者等の非正規労働による働き手の多様化も進んでいる。国籍の違い、障害の有無、雇用形態等を理由に労働者を低賃金で雇用することがあってはならず、賃金は少なくとも生活出来る水準を確保すべきである。

また、人口減少による消費者の購買力の低下、消費増税による物価変動への影響も注視しながら、社員等の定着化、製品やサービスの付加価値向上等を前提とした賃金引上げによる消費の喚起と市場拡大を目指す経済の好循環が求められる。

については、福島県最低賃金の引上げと早期発効を求めるため、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣のほか、関係機関の長に意見書を提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第2号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第2号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第2号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第2号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（田村弘文君） これで、定例会3月会議に付議された事件は、全て終了いたしました。

◎議長挨拶

○議長（田村弘文君） 定例会3月会議の閉会に当り、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、我々議員にとりまして改選後初めての定例会でありましたが、令和2年度各会計当初予算をはじめ、補正予算、条例の一部改正や契約の変更案件、人事案件など、いずれも重要な議案の審議でありましたが、9日間にわたり熱心なるご審議を賜り、全議案議了することが出来ました。

また、一般質問においては、4名の議員が登壇され、町政全般への質問、大変ご苦労さまでございました。町執行部におかれましては、一般質問をはじめ、各委員会での質疑、意見等も十分踏まえられ、各種施策の推進を図られますようお願いいたします。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大により、国内外で大変憂慮される事態となっております。我が町におきましても小・中学校の休校に加え、閉校に伴う記念式典の中止や各種イベントの開催延期など町民生活に大きな影響が生じておりますが、何よりも町民の安全・安心のため、感染予防に万全の対策を講じられるとともに

に、経済活動など各方面への影響も十分注視していただきながら、必要な対策を図るようお願いいたします。

大変な状況の中、春の季節を迎えようとしておりますが、議員並びに執行部各位の引き続きのご尽力をお願いを申し上げ、本定例会の挨拶といたします。

ご精励ご苦勞様でございました。

◎町長挨拶

○議長（田村弘文君） この際、町長から発言があれば、これを許します。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 令和2年小野町議会定例会3月会議の閉会に当り、一言御礼を申し上げます。

今定例議会には、令和元年度一般会計ほか各会計補正予算案件7件、令和2年度一般会計ほか各会計当初予算案件7件、条例の一部改正案件4件、契約変更案件1件、設定変更案件1件、田村広域財産処分案件1件、人事案件2件、合計23件をご提案申し上げたところでありますが、議員の皆様には連日ご精励の上、慎重ご審議の結果、ご議決を頂きまして誠にありがとうございました。

今議会においての多岐にわたるご質問や審議の過程で頂戴いたしました議員各位からの様々なご意見、ご指導に対しましては、趣旨を十分に踏まえまして、今後の適正な予算執行、町政運営に努める所存であります。今年の前にも申し上げましたが、町制施行から65周年の節目の年であります。住民に最も身近な基礎自治体として、町の将来をしっかりと見据えながら、持続発展し続けるために、スタートから3年目を迎える総合計画に掲げる主要プロジェクトを柱として人口減少速度の減速を図るとともに、町の魅力向上や町民が望むまちづくりを目指し、着実に歩みを進めて参る所存であります。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、関連する状況や情報が日々変化しておりますので、関係機関と連絡、連携を密にし、適宜、町として出来ることを進めて参りますので今後とも忌憚のないご意見やご指導、ご協力をお願いしたいと存じます。

簡単ではありますが、閉会に当たっての御礼のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午後 2時07分